

令和7年度

# 日野町一般廃棄物処理実施計画

令和7年4月1日

日野町

## 目 次

1. 一般廃棄物処理の基本方針
  - (1) 目的
  - (2) 処理区域
  - (3) 処理に関する基本事項
  
2. 一般廃棄物の処理主体
  
3. 一般廃棄物の排出状況
  - (1) ごみ
  - (2) し尿・浄化槽汚泥
  
4. 一般廃棄物の処理計画
  - (1) 収集運搬計画
    - ①廃棄物の排出量
    - ②収集運搬する廃棄物の量
    - ③収集区域の範囲
    - ④収集、運搬する廃棄物の搬入先及び数量
    - ⑤集の回数及び方法等
    - ⑥町で収集、処理しない廃棄物
  
  - (2) 中間処理施設
    - ①中間処理施設の概要
    - ②処理する廃棄物の搬入者別内訳
  
  - (3) 最終処分計画
  
5. 一般廃棄物収集処理業務実施計画
  
6. 生活排水処理実施計画
  
7. 廃棄物の減量化及びリサイクル計画

## 1. 一般廃棄物処理の基本方針

### (1) 目的

日野町から排出される可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、各種資源ごみの分別収集の実施、徹底及びし尿、浄化槽汚泥及び集落排水処理施設、公共下水層処理施設から発生する汚泥の適正な収集、運搬及び処分を行うことにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るとともに、限りある資源の有効利用を推進し、循環型社会を確立することを目的とし、一般廃棄物処理実施計画を策定するものである。

### (2) 処理区域

日野町全域とする。

### (3) 処理に関する基本事項

#### ①町民

廃棄物排出の抑制に努め、町の定める一般廃棄物処理実施計画に基づき、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみを分別・排出する等、一般廃棄物の分別、収集、運搬及び処理に協力しなければならない。

し尿については、便槽に雨水、土砂等が入らない構造とし、ビニール・プラスチック、ゴム、生理綿、布等を便槽に投棄しないこと。また、浄化槽汚泥及び各処理施設からの発生汚泥については、浄化槽並びに集落排水処理施設、下水道処理施設の適切な管理を行い、収集、処理に支障のないよう協力しなければならない。

#### ②事業者

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、創意工夫により廃棄物の排出量の抑制とリサイクル推進に努めなければならない。

ただし、自ら処分しがたい一般廃棄物については、町長にその旨を届出し、町の定める一般廃棄物処理計画に基づき行う廃棄物の適正な分別収集、運搬、処分に協力しなければならない。

#### ③町

一般廃棄物の収集・運搬・処分については次による。

なお、処理・処分に関し必要な事項について、指導・助言等を行う。

○可燃ごみの収集・運搬は、業者に委託しこれを行い、処分については、日野町江府町日南町衛生施設組合に事務委任しこれを行う。

○不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ、再生用資源ごみの収集・運搬は業者に委託しこれを行い、処分（再生用資源ごみの発泡スチロール及びRPF（プラスチックと紙から得られる燃料）の材料となる軟質プラスチックなど（以下「軟質プラスチック類」という。）は除く。）については、鳥取県西部広域行政管理組合に事務委任しこれを行う。

○軟質プラスチック類の収集・運搬・処分については業者へ委任しこれを行う。

○し尿、農業集落排水施設汚泥、公共下水道施設汚泥、浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者に委託し、処理については日野町江府町日南町衛生施設組合に事務委任しこれを行う。

○一般廃棄物の処理によって生じた廃棄物の最終処分方法は、それぞれの事務委任先に委任してこれを行う。

#### ④運搬・処理業者

町から委任・許可・事務委任を受けた者は、法に定める基準等を遵守し適正に業務を行わなければならない。

## 2. 一般廃棄物の処理主体

### 1) 一般廃棄物の種類別、処理区分別の処理主体

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
燃えるごみ	委託	事務委任	委託
燃えないごみ 不燃ごみ 不燃粗大ごみ	委託	事務委任	委託
資源ごみ 缶・ビン類 再利用ビン 古紙類 ペットボトル	委託	事務委任	委託
資源ごみ 発泡スチロール 軟質プラスチック類 有害ごみ 廃蛍光管、廃乾電池	委託	委託	委託
資源ごみ 布類	委託	委託	委託
資源ごみ 廃油	許可業者	委託	委託
し尿 浄化槽汚泥	許可業者	事務委任	委託

2) 収集、運搬の委託（許可）業者

	可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ及び有害ごみ
委託業者名	落合建材
所在地	鳥取県日野郡日野町下榎 70 番地 1
委託期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日
委託区域	日野町全域

	し尿・浄化槽汚泥
委託業者名	有限会社いづはら
所在地	鳥取県米子市安倍 7 9 1 番地 1
委託期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
委託区域	日野町全域

3) 資源化処理の委託業者

	発泡スチロール、軟質プラスチック類、布類、有害ごみ
委託業者名	三光株式会社
所在地	鳥取県境港市昭和町 5 番地 1 7
委託期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
委託区域	日野町全域

	廃油
委託業者名	有限会社イー・エイチ・ケイ
所在地	島根県松江市八束町江島 8 6 0 番地 3
委託期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
委託区域	日野町全域

### 3. 一般廃棄物の排出状況

#### (1) ごみ

日野町・江府町・日南町衛生施設組合 クリーンセンターくぬぎの森（令和7年2月分法定検査結果より）	
可燃ごみの組成分析	割合（％）
紙・布類	57.8
ビニール・皮革・ゴム・合成樹脂	19.9
木・竹・わら類	9.1
厨芥類	8.3
不燃物類	2.8
その他	2.1
計	100.0

#### (2) し尿、浄化槽汚泥

日野町・江府町・日南町衛生施設組合 清化園（令和6年度実績、日野町分）	
区 分	割合（％）
し尿	19.3
浄化槽等汚泥	80.7
計	100.0

#### 4. 一般廃棄物の処理計画

##### (1) 収集運搬計画

①廃棄物の排出量（処理施設への直接搬入分を含む。）

廃棄物の種類	令和5年度実績	令和7年度予測	廃棄物全体に対する比率
可燃ごみ	666 t	620 t	80%
不燃ごみ 計	33 t	31 t	4.0%
不燃ごみ	29 t	27 t	3.5%
不燃粗大ごみ	4 t	4 t	0.5%
資源ごみ 計	130 t	122 t	15.8%
新聞	7 t	7 t	0.9%
雑誌	68 t	63 t	8.1%
ダンボール	4 t	4 t	0.5%
再利用ビン、ビン、缶	16 t	15 t	1.9%
ペットボトル	3 t	3 t	0.4%
発泡スチロール・軟質プラ	13 t	12 t	1.6%
集団回収	2 t	2 t	0.3%
布類	12 t	11 t	1.4%
廃油	1 t	1 t	0.1%
魚のアラ	4 t	4 t	0.5%
乾電池・蛍光管	1 t	1 t	0.1%
計	830 t	774 t	100%
し尿	251kL	241kL	
浄化槽汚泥	1,038kL	997kL	

②収集運搬する廃棄物の量

区 分		数 量	単 位
可燃 ご み	行政区域内総人口	2,609	人
	計画区域内総人口	2,609	人
	計画収集人口	2,609	人
	自家処理人口	0	人
	計画区域外人口	0	人
	一人一日平均排出量	651	g
	計 画 月 収 集 量	52	t
	計 画 年 収 集 量	620	t

区 分		数 量	単 位
不 燃 ・ 資 源 ご み	行政区域内総人口	2,609	人
	計画区域内総人口	2,609	人
	計画収集人口	2,609	人
	自家処理人口	0	人
	計画区域外人口	0	人
	一人一日平均排出量	162	g
	計 画 月 収 集 量	13	t
	計 画 年 収 集 量	154	t

区 分		数 量	単 位
し 尿 ・ 浄 化 槽 汚 泥	行政区域内総人口	2,609	人
	計画区域内総人口	2,609	人
	計画収集人口	2,609	人
	自家処理人口	0	人
	計画区域外人口	0	人
	一人一日平均排出量	1.3	L
	計 画 月 収 集 量	103	kL
	計 画 年 収 集 量	1,238	kL

③収集区域の範囲

区 分		数 量	単 位
可燃ごみ	計画区域内総面積	133.98	km <sup>2</sup>
	計画処理区域内人口	2,609	人
	計画処理区域内世帯数	1,243	世帯

区 分		数 量	単 位
不燃・資源 ごみなど	計画区域内総面積	133.98	km <sup>2</sup>
	計画処理区域内人口	2,609	人
	計画処理区域内世帯数	1,243	世帯

区 分		数 量	単 位
し尿・ 浄化槽汚泥 (下水道汚泥を含む)	計画区域内総面積	133.98	km <sup>2</sup>
	計画処理区域内人口	2,609	人
	計画処理区域内世帯数	1,243	世帯

④収集、運搬する廃棄物の搬入先及び数量

区 分	搬 入 先	数 量	単 位
可燃ごみ	日野町江府町日南町衛生施設組合 ごみ処理施設（中間処理施設）	620	t
不燃・資源ごみ（発 泡スチロール・軟質 プラスチック等を除 く。）	鳥取県西部広域行政管理組合 ごみ処理施設（中間処理施設）	129	t
発泡スチロール・軟 質プラスチック等 布類 （資源性廃棄物） 蛍光管・乾電池	三光株式会社	24	t
廃油 （資源性廃棄物）	四国油脂株式会社	1	k L
し尿・浄化槽汚泥 （下水道汚泥を含む）	日野町江府町日南町衛生施設組合 し尿処理施設（中間処理施設）	1,238	k L
		241	（し尿） k L
		997	（汚泥） k L

⑤収集の回数及び方法

廃棄物の種類	収集の回数	収集の方法及び町指定袋の有無
可燃ごみ	週2回	ステーション収集及び戸別収集 町指定の袋：有（大・小）
不燃ごみ	月1回	ステーション収集 町指定の袋：有
(不燃ごみのうち、小型家電・ モバイルバッテリーなど)	随時	拠点回収(日野町役場及び黒坂支所)
可燃粗大ごみ	年2回	ステーション収集 町指定の袋：無
不燃粗大ごみ	年3回	ステーション収集 町指定の袋：無
資源ごみ	月1回	ステーション収集 町指定の袋：有
資源ごみのうち、発泡スチロ ール・軟質プラスチック	月2回	
資源ごみのうち、布類	月1回	
不燃ごみのうち、有害ごみ (蛍光管・乾電池)	年3回	
廃油	年6回	ステーション収集 町指定の袋：無
し尿 浄化槽汚泥	随時	戸別収集（許可業者） 下水道汚泥、農業集落排水汚泥につ いては処理場において随時収集

⑥町で収集、処理しない廃棄物

- ・建設廃材（土砂、コンクリート片、瓦、がれきなど）
- ・農機具、農業用ビニール類（ビニールシート、畦シート、肥料袋など）
- ・油脂類（ガソリン、オイル、ペンキ、灯油など）
- ・毒物、農薬、劇物 ・カーバッテリー ・ガスボンベ ・タイヤ
- ・バイク ・消火器 ・漬物石 ・ピアノ
- ・医療用廃棄物（血液等が付着した注射針、メス、脱脂綿、ガーゼなど感染症を生ずる恐れのある廃棄物）
- ・動物の死骸
- ・上記のほか、収集、処理に著しい支障を及ぼすもの

(2) 中間処理施設

中間処理については、次のとおり事務委任または委任し、これを中間処理する。

可燃ごみ (粗大を含む)	名 称	日野町江府町日南町衛生施設組合(ごみ処理施設)
	所 在	鳥取県日野郡日野町黒坂183番地1
	期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
	備 考	日野町・江府町の共同処理

不燃ごみ (粗大を含む)	名 称	鳥取県西部広域行政管理組合(リサイクルプラザ)
	所 在	鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地
	期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
	備 考	一部事務組合組織により共同処理

資源ごみ	名 称	鳥取県西部広域行政管理組合(リサイクルプラザ)
	所 在	鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地
	期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
	備 考	缶・ビン類、再利用ビン、古紙類、ペットボトル

資源ごみ	名 称	三光株式会社
	所 在	鳥取県境港市昭和町5番地17
	期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
	備 考	発泡スチロール、軟質プラスチック、布類

有害ごみ (蛍光管)	名 称	野村興産株式会社 関西工場
	所 在	大阪府大阪市西淀川区中島2丁目4番143号
	期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
	備 考	委託処理により資源化

有害ごみ (乾電池)	名 称	野村興産株式会社 イトムカ鋳業所
	所 在	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地の1
	期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
	備 考	委託処理により資源化

廃油	名 称	四国油脂株式会社
	所 在	徳島県鳴門市撫養町立岩字五枚82
	期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
	備 考	

し尿・浄化槽汚泥 (下水道汚泥を含む)	名 称	日野町江府町日南町衛生施設組合(し尿処理施設)
	所 在	鳥取県日野郡江府町大字佐川 2 番地
	期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
	備 考	一部事務組合組織により共同処理

可燃ごみの 焼却残渣	名 称	三光株式会社
	所 在	鳥取県境港市昭和町 5 番地 1 7
	期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
	備 考	一部事務組合組織に事務委任

し尿・浄化槽汚泥 (下水道汚泥を含む)	名 称	三光株式会社
	所 在	鳥取県境港市昭和町 5 番地 1 7
	期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
	備 考	一部事務組合組織に事務委任

①中間処理施設の概要

可燃ごみ	施設名	日野町江府町日南町衛生施設組合 ごみ処理施設	
	所在地	鳥取県日野郡日野町黒坂183番地1	
	型式	機械化バッチ燃焼式	
	公称能力	10t/8時間×1炉	
不燃ごみ 資源ごみ	不燃ごみ 処理施設	施設名	鳥取県西部広域行政管理組合（リサイクルプラザ）
		所在地	鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地
		型式	ピット&クレーン方式 縦型回転式破碎機
		公称能力	50t/日（5時間）
	資源ごみ 処理施設	施設名	野村興産株式会社 関西工場
		所在地	大阪府大阪市西淀川区中島2丁目4番143号
		型式	破碎、選別
		公称能力	蛍光管 破碎11.5t/日、選別12t/日
		施設名	野村興産株式会社 イトムカ鋳業所
		所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地の1
	資源ごみ 処理施設	型式	燃焼
		公称能力	乾電池 燃焼158.28t/日
		施設名	鳥取県西部広域行政管理組合（リサイクルプラザ）
		所在地	鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地
型式		ピット&クレーン方式 手選別、磁選別機、アルミ選別機	
公称能力		18t/日（5時間）	
施設名		三光株式会社 江島工場	
所在地		島根県松江市八束町江島1128番地105	
し尿・浄化槽汚泥 廃棄物	型式	圧縮固化装置	
	公称能力	60t/日（8時間）	
	施設名	日野町江府町日南町衛生施設組合 清化園	
	所在地	鳥取県日野郡江府町大字佐川2番地	
	型式	幕分離高負荷脱窒素処理+高度処理	
	公称能力	15kL/日（うち浄化槽汚泥12kL/日）	

②処理する廃棄物の搬入者別内訳

可燃ごみ	計画数量
計画収集分（委託）	5 0 0 t
直接搬入分	1 2 0 t
計	6 2 0 t

不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、 有害ごみ、廃油	計画数量
計画収集分（委託）	1 1 1 t
直接搬入分	4 3 t
計	1 5 4 t

し尿、浄化槽汚泥	計画数量
計画収集分（許可）	1, 2 3 8 kL
直接搬入分	0 kL
計	1, 2 3 8 kL

(3) 最終処分計画

各事務委任（許可・委任）先において、適正な最終処分計画を立案し、実施する。

## 5. 一般廃棄物収集処理業務実施計画

令和7年度における日野町の一般廃棄物収集処理計画は、次のとおりとする。

収集区分	収 集 地 区 名
A 地区	根雨1～6区、貝原、三谷1・2区、高尾、後谷、金持、板井原、濁谷、門谷、秋縄、三土、舟場、野田、津地、安原、下榎1・2区
B 地区	黒坂1～7区、久住、下黒坂、根妻、下菅、中菅、中菅中央、近江、畑、小河内、布瀬谷、下上菅、中上菅、上上菅、井ノ原、諏訪、漆原、下福長、上本郷、下本郷、榎市、小原、別所

収集種目別及び収集種別ごとの収集指定日は、その年度ごとに収集予定表を示してこれを行う。(ただし、し尿及び浄化槽汚泥を除く。)

可燃ごみ	収 集 指 定 日
A 地区	毎週 月 木 曜日 (ただし、別に示す収集しない日を除く。)
B 地区	毎週 火 金 曜日 (ただし、別に示す収集しない日を除く。)
収集方法	各集落・施設等に定められた場所(ステーション)に定められた方法により排出された廃棄物を町(委託業者)が、巡回収集し、中間処理場に運搬する。

不燃ごみ (資源ごみ・粗大ごみ・有害ごみを含む。)	収 集 指 定 日
A 地区	あらかじめ示した収集予定表により収集する。
B 地区	あらかじめ示した収集予定表により収集する。
収集方法	各集落・施設等に定められた場所(ステーション)に定められた方法により排出された廃棄物を町(委託業者)が、巡回収集し、中間処理場に運搬する。

一般廃棄物を収集しない日

- 毎週 土曜日、日曜日
- 盆(8月13日～15日)
- 年末年始(12月29日～1月3日)
- 国民の祝日

## 6. 生活排水処理実施計画

### 1) 生活排水処理実施

町では、現在、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併浄化槽事業の排水処理事業がそれぞれ計画実施されており、令和6年度末の接続（使用開始）率・水洗化率及び人口は、下表のとおりです。

区 分	処理区域内人口		接続(使用開始)率		普及率	非水洗人口
	人数	割合	人数	割合		
1. 公共下水道 日野中央処理区	1,267 人	48.6%	1,128 人	89.0%	43.2%	139 人
2. 農業集落排水	620 人	23.7%	539 人	87.0%	20.7%	81 人
3. 合・単処理浄化槽	722 人	27.7%	571 人	79.1%	21.9%	151 人
計	2,609 人	100%	2,238 人	85.8%		371 人

※本表は令和7年3月末現在の住民基本台帳登録人口2,609人を基礎数値とする。

生活排水処理計画は、日野町において、これを定めて実施する。

### 2) し尿・汚泥の処理

し尿・浄化槽汚泥の処理計画は、本計画とは別に、日野町江府町日南町衛生施設組合に事務委任してこれを定め、実施する。

## 7. 廃棄物の減量化及びリサイクル計画

### 1) ごみ減量化の基本方針

#### ①循環型社会実現への取組み

環境省が示す第4次循環型社会形成推進基本計画の目標値は次のとおりです。

2025 年度目標	
1人1日当たりのごみ排出量	約850g
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g
リサイクル率	38%
2027 年度目標	
浄化槽整備区域内の人口普及率	72.5%

国の示す目標値を達成しているものについては、継続し、未達成のものについては、目標年度までに達成することに努めます。持続可能な未来を築くための循環型社会確立に向けて、資源の効率的な利用、廃棄物の削減、環境保護に取り組めます。

②再利用の促進（リユース）

製品や材料を安易にごみとして廃棄するのではなく、「壊れるまで繰り返し使っていく」という再利用の取組みを推進し、資源の節約、廃棄物の削減、環境への負荷の軽減に努めます。

③ごみの排出抑制への取組み（リデュース）

環境への負荷を最小限に抑えるために、資源の使用量と廃棄物の発生量を削減し、環境への影響を軽減させる取組みを推進します。購入する前に、本当に必要かを考え、ごみがいかに出ないようにするか、という考え方を啓発します。

④リサイクルの推進（リサイクル）

分別の徹底や資源回収システムの活用により、リサイクルの推進に努めます。

⑤不要なものをもらわない（リフューズ）

レジ袋を断りマイバッグを利用する、もらってもすぐ捨てるものではないのか、そうであればもらわないようにするなど、ごみを減らしていく取組みを推進します。

⑥生ごみ処理機の導入補助

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を推進するため、購入費の一部を助成します。

⑦集落説明会への進出

分別収集によるごみの定期的な処理と家庭でのごみの減量化を推進するため、集落に出向き、説明会を行います。